

ふるさと小野町会
ふれあい通信

故郷

羽生 ミサ子

(飯豊出身・埼玉支部)



に、思い出も強く故郷に帰り、不思議と昔の自分に戻ってしまいます。
小野町会に入り、皆さんと会っていると、故郷に帰った気分になり、本当に良かったと思っております。

故郷は

母のふところ

父の背なり

いつも故郷の事は忘れてこ
とがないのに、いざ文章にす
ると思うと、何から書いて良
いか分からず困惑してしま
います。
人生の何分の一の生活しか
送らなかった場所だったの
に、なぜ忘れられないのか考
えてみると、親兄弟、近隣の
人たち、同級生、その他の大
勢の人たちとのつながりが密
な関係にあったからだと思
います。だからこそ、忘れられ
ない所なのでしょうね。
自然豊かな所に生まれ育
ち、また、温かい人たちの
ふれあいがいつまでも心に
残っており、年を重ねること



国民年金コーナー

国民年金で免除された保険料の追納について

国民年金で保険料を免除された期間とは、
老齢・障害・遺族の各基礎年金では、年金
を受けるための資格については、保険料を
全額納めたときと同じ権利を得ることがで
きます。
ただし、老齢基礎年金の年金額では、保
険料を全額納めたときの一に對して、全額
免除期間は二分の一、四分の三免除期間は
八分の五、半額免除期間は四分の二、四分
の一免除期間は八分の七で計算されます
(※)。また、学生納付特例と若年者納付猶
予によって全額免除された期間は、老齢基
礎年金の年金額には反映されないカラ期間
になってしまいます。

※平成21年3月以前に免除された期間は、
全額免除で三分の一、四分の三免除で二
分の一、半額免除で三分の二、四分の一
免除で六分の五で計算されることにな
ります。

郡山年金事務所

024-932-3434

町民生活課

72-6933

そこで、これらの免除期間について、後
でゆとりができたときに、10年以内であ
れば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に
近づけることができます。
追納できる期間の順序は先に免除された
期間からとされていますが、学生納付特例
と若年者納付猶予の期間は、先に追納する
ことも選択できます。
平成22年度に追納する平成21年度までに
免除された追納保険料の額は、下表のと
おりです(平成19年度以前の追納額には一定
の加算が行われています)。
なお、保険料の追納には納付書が必要で
す。納付書の発行は申し込みが必要になり
ますので、住所地を管轄する年金事務所ま
でお問い合わせください。

免除された年度	追納保険料額			
	全額免除	四分の三免除	半額免除	四分の一免除
平成12年度	15,770円	—	—	—
平成13年度	15,180円	—	—	—
平成14年度	14,590円	—	7,300円	—
平成15年度	14,360円	—	7,180円	—
平成16年度	14,180円	—	7,090円	—
平成17年度	14,220円	—	7,110円	—
平成18年度	14,260円	10,690円	7,130円	3,560円
平成19年度	14,300円	10,720円	7,150円	3,570円
平成20年度	14,410円	10,810円	7,200円	3,600円
平成21年度	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円

※半額免除は平成14年4月に、四分の一免除と四分の三
免除は平成18年7月に、それぞれ創設されました。